

## 平成29年度 第5回大島町農業委員会総会議事録

平成29年度定例大島町農業委員会が、平成29年8月24日（木）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長  |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔  | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 |        |        |         |         |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 農業委員 欠席無し | 農地利用最適化推進委員 4、志村貞昭 |
|-----------|--------------------|

## 4、出席職員は次の通り

- |      |        |
|------|--------|
| 野村昌宏 | 観光産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長   |
| 藤井琢磨 | 主任     |

## 5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
- 日程第2：農地の転用のための許可申請に係る意見について
- 日程第3：農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について
- 日程第4：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について
- 日程第5：大島町農業委員会自主研修（案）について
- 日程第6：その他

## 6、本日の書記は次の通り

- |         |
|---------|
| 主任 藤井琢磨 |
|---------|

土屋議長 それでは、平成29年度第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中3名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は5番委員と6番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の藤井氏を指名いたします。それでは日程第1「農地の権利移動の許可」について議案第8号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(藤井) それでは説明いたします。農地の権利移動の許可について、議案第8号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲番地、○○、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲番地▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡です。申請事由ですが、申請人である○○は、譲渡人である○○から売買により申請地を取得し、明日葉を栽培する農地として利用したいというものです。申請人の営農状況といたしましては、自作地として▲㎡にて営農しております。資格要件である、耕作における下限面積等の条件を備えている者と判断されます。常時従事者2名、申請人は農作業経験21年です。労力状況につきましては、労働力男2名。こちらの1名は義理の弟さんです。既存の農機具等ですが、耕運機2台、運搬車1台、噴霧器2台を所有しております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線沿い□から□方向へ▲mほど進み交差点を左折、▲mほど進み交差点を左折し、道なりに▲mほど進んだ右手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

向山委員 9番。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 議案8号の権利移動についての補足説明をいたします。8月19日土曜日に地元委員の小坂さん、中村さん、私の3委員にて申請地の調査の見回りをいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしくお願いいたします。申請地の隣接地は町道を挟んで東側、南側、西側は普通畑と宅地、北側は農振地域となっております。申請地内は現在、里芋、サツマイモ、ネギ、カボチャ、唐辛子、生姜、その他に夏野菜が埋まっております。将来は先ほど事務局が話したとおり明日葉を栽培するということです。申請地の周りは杉と椿の木に覆われる防風林となっており日照時間も長く最良の畑です。東と違い温度差があるので、野菜も引き締まって味のある作物が生産できるとのことです。申請地の場所は先ほど事務局の説明いたしました通りです。以上、補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。よろしいですか、ご意見はございませんでしょうか。それでは採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり許可といたします。それでは日程第2「農地の転用のための許可申請に係る意見について」、議案第9号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(藤井) それでは説明いたします。議案第9号、農地の転用のための許可申請に係る意見についてです。申請人は、□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲丁目▲番▲号、面積は▲㎡です。申請理由は、申請人である○○は平成25年台風26号による土砂災害で住宅が流出し、それ以外に代替する土地がないため、申請地に自己住宅を建設するというものです。申請地の農地区分としては、申請地は、都市計画法により第1種住居地域に指定されていることから、第3種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□方向へ▲mほど進み、十字路を右折、道なりに▲mほど進み右折、▲mほど進んだ進行方向左手にあります。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。

事務局(課長) 今、申請地を□▲丁目▲番▲号と言いましたけど▲番▲号の誤りですので訂正をお願いします。

五十嵐委員 ▲番▲号ってなってる。

小坂委員 ▲番▲号って書いてあるな。

事務局(課長) はい、▲号が正解です。▲番▲号って説明してしまったので、訂正をお願いします。

土屋議長 事務局の説明の訂正をしてください。資料は▲番▲号になっていますので。

事務局(藤井) 失礼しました。すみません。

土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

春木委員 8番。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 22日に新保委員と山本委員と3人で行って参りました。ここは先ほど説明があったように昔の□さんの所を下って北側にある住宅は全部土砂で流されています。○さんが買っているっていう場所はすぐ下に息子の家が流されずに済んでいます。これは余談ですけど家は店の近くに欲しかったのですが□は土地が安いって言うてもいざ買うとなるとなかなか売ってくれる人もいないし買えないということで息子の横に建てる事に▲歳ですから息子の隣が一番いいと思いますけど以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

小坂委員 2番。

土屋議長 はい、2番。

小坂委員 土砂災害で流された下に息子さんが住んでいて、今度建てようって土地は。

春木委員 息子の山側です。

小坂委員 近くなの。

新保委員 すぐ上。

春木委員 すぐ上なんだ。いいじゃないか。土砂災害で流されたということなので私は全然問題ないと思う。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。それでは日程第3「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転」について、事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(藤井) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)についてです。所有権の移転を受ける者は、□▲番□、○○。所有権の移転する者は、□▲番□、○○。所有権の移転する土地は、□▲番□、地目は畑で、面積は▲㎡です。また、所有権の移転ですが、無償譲渡により、平成29年9月に所有権移転を予定しております。次のページをご覧くださいますと、所有権を受ける者の農業経営の状況等です。当該申請地▲㎡につきましては、パッションフルーツの栽培を行っていききたいという計画です。農業従事状況といたしまして、年間延べ160日従事するというものです。現在所有している農業機械等につきましては、管理機1台、噴霧器1台、草刈機1台です。次のページをご覧くださいますと、営農計画書になっております。次のページをご覧くださいますと、利用集積計画の申請地位置図でございます。申請地は、□▲号線□より□方面へ▲mほど進み左折、道なりに▲mほど進んだ進行方向右手側に位置します。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

笠間委員 10番。

土屋議長 はい、10番。

笠間委員 今月の20日に土屋会長と2人で行ってきました。申請地は今事務局から説明があったとおり、□の方は良く分かると思いますが□方向から道路を左折して▲mほど行った右側にあります。ここは私が知っている限り30年以上耕作を放棄しています。○さんの自宅に隣接しています。公図を見ていただけると分かると思いますが▲番▲が○さんの自宅です。その隣です。○さんが▲番▲で自宅は半分くらいしか使っていません。その後の残り半分でパッションフルーツとキウイを栽培、ニワトリとかウズラを飼っています。できれば今度はこの土地を耕作してパッションフルーツをやりたいと。ただ相当大きな木があるんですけど大丈夫ですかと聞いたらチェーンソーも2台持っているし切り倒した木は自分で作った炭窯があるので、炭を焼いてみると言っていました。ですから相当この人はやる気があります。尚且つこの人に聞いてみたら□を出ています。ですから知識もやる気も体力も身長からいうと土屋会長と同じくらいで体力も相当ありそう、▲歳にしては。こういう人がやってくれば大島の農業の活性化になると思うので良いのではないかと思います。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

- 小坂委員 2番。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 所有権を移転して農業委員会の許可を受けて、事務方の仕事だと思うんだけど、その後の経過は報告するんですか。
- 事務局(藤井) はい、報告します。
- 小坂委員 報告してその後は。
- 事務局(藤井) 手続きを。
- 小坂委員 登記手続きは市町村でやってくれることになっているはずなんだけど、それまでやってくれるの。
- 事務局(藤井) いや、そこまではしていません。個人でやってもらいます。
- 小坂委員 登記は個人でやるの。
- 事務局(藤井) はい、そうです。
- 小坂委員 そうすると今回の場合は所有権移転を受けるのに面積があたらないから農業経営基盤強化促進法を使っているんだけど、町で登記までやってくれないとなると面積があれば農地法でやるのが面倒臭くなくて一番いいんじゃないかな、この件とは別に。私の勘違いかしらなくても、報告の後は市町村が嘱託登記することになっているはずなんだけど。
- 事務局(藤井) 一度、第2回で〇さんて□の方なのですが、その時も自身でやっていただいて。すみません、私も一度確認してみます。
- 小坂委員 一応あの強化促進法の手続きのを見ると嘱託登記となっている。もう一度調べてください。
- 事務局(藤井) はい、分かりました。
- 山本委員 はい、その他。
- 土屋議長 はい、11番。
- 山本委員 〇さんは□の会員になっていて、パッション、ウズラの卵等卸している。
- 土屋議長 ウズラってどれくらい。
- 小坂委員 幾らくらいするの。
- 山本委員 そんなに高くない。
- 土屋議長 ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第3については、原案のとおり承認いたします。それでは日程第4、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(藤井) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□▲番▲。地目は畑で、▲㎡のうち▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。貸借の期間は5年。賃借料は年額▲円の設定となっております。利用権を設定する者(貸手)は

□▲番地。〇〇。利用権の設定を受ける者（借手）は公益財団法人東京都農林水産振興財団となっております。次のページをご覧くださいますと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係でございます。□▲番地。〇〇。借り受けの始期ですが、平成29年10月1日で存続期間の終期は平成34年9月30日です。期間は5年間の賃借となります。資料を3ページおめくりいただきまして、今回の借入れ農地でアジサイを栽培する計画です。世帯員は男1名、女1名。労働力につきましては、年間300日を予定しております。所有する農機具等ですが、管理機1台、刈払機1台を所有しております。次のページをご覧くださいますと利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□▲号線□方面から進み□手前を左折、道なりに▲mほど進み左折、▲mほど進んだ左手に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましても審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

向山委員 9番。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 先ほど8号議案と同じく中村さんと小坂さんの3人で現場に行ってきた。3委員ともやはり異議なしと認めましたので皆さんよろしくお願い致します。北側は農振の普通畑、東、西側は農振。南側だけ通路になって地域全体で言うと一部農振の混合です。中は紫陽花、ビニールは被っていないハウスが▲棟近く建っていてその中で花と野菜が作付されて出荷しています。あと何て花なんだろう、唐辛子みたいな葉の小さい花で品種は分からないけど、それが少し埋っていました。

小坂委員 花なんだ。

向山委員 花ですね。ちょっと分からない。今回は中間機構が〇さんと借り手ですけど、その前は〇さんと〇さんと賃借です。今回初めてじゃない、中間が入るのね。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

小坂委員 2番。

土屋議長 はい、2番。

小坂委員 ちょっと教えてもらいたいんだけど、一応〇さんと農地中間管理機構と契約する、今度は〇さんと中間管理機構と契約する、お互いに借地代は結局、〇さんが払う。今までは農地法であったから直接、〇さんに払ったんだけど、今度は振込っていうことになりますよね。その振込先の口座等は町から〇さんへ知らせてくれるんですか。それとも中間管理機構から知らせるんですか。

事務局(藤井) 記入してもらおう書類の手続きですか。

小坂委員 書類の手続きではなくて地代。

事務局(藤井) 地代は流れとしては借りている方がもちろんお金を払うので▲円を中間管理に。

小坂委員 口座に入れなくてはならないんだよね。

事務局(藤井) で、更に中間管理から〇さんに、という風に間に入っていますので。

小坂委員 振込手数料っていうのは。

事務局(藤井) 手数料自体は東京都の間に入っているところが負担してくれるので▲円以上は払わなくていい。

小坂委員 振り込む口座っていうのは口座番号が分からなければ振り込めないんだけど中間管理機構から〇さんへ書類はいくんだよな。

事務局(藤井) 一度書類を町にも送っていただき、町と中間管理と両者に集まっていたいで役場で印鑑を押していただく等の手続きをしていただいた後、現場確認を対面で行います。

土屋議長 よろしいですか。

小坂委員 はい。

中村委員 それまではいいんだ。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第4「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、日程第4「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」について原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第5「大島町農業委員会自主研修(案)」について事務局より説明をお願いします。

事務局(藤井) それでは、大島町農業委員会自主研修案をご覧ください。事務局からご提案させていただきます。まず1番目でございます。①農業女子プロジェクト誘致に係る検討視察。こちらは今、農水省で実施しておりまして、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信していくためのプロジェクトです。このプロジェクトを通して、女性農業者の存在感を高め、併せて職業としての農業を選択する若手女性の増加を図るというプロジェクトになっております。こちらの施設候補先ですが当事業を実施している農業団体、関東圏ですとか農林水産省の経営局、その他関係する機関(都内の高校など)を候補先のリストとして挙げました。続きまして2番目でございます。②医福食農連携事業に係る検討視察。こちらはまず医福食の連携ということでどういった対応かという機能的食品ですとか介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障害者等の就労支援など「農」と「福祉」の連携等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組を指します。こちらの施設候補先ですがAの東京都小平市のベンズファームさんは平成12年から東京都障害者等社会適用訓練事業により、職業訓練所として受託しており、訓練生の受入れをしております。こちらの農園で3年間訓練生として、農作業一般を行い、訓練期間終了後は、都保健所が就労先を斡旋しているということです。Bの東京都日野市の石坂ファームハウスさんは目にも良いと今話題のブルーベリーの摘み取り体験をやっていて、グループや企業の研修などで利用できる「農業体験・自然体験・交流体験」は、土に触れ、生きることの原点である食物の生産過程や、それを取り巻く環境に頭と身体全体で触れること、さまざまな学びや気づきが期待できるということです。最後にCの東京都八王子市のNPO法人多摩草むらの会さんは元々多摩総合精神保健福祉センターのデイケアに通所していた障がい者の家族が集まり、精神障がい者の自立を組織的に支援することを目的として1997年、任意団

体「草むらの会」を発足しました。2004年にはNPO法人として認可され、現在の「多摩草むらの会」となりました。心の病を持つ精神障がい者が安心して自立した生活ができるように農業を通して、就労支援、自立生活支援、相談支援など、様々な形で支援事業を展開しています。候補先としてはその他関係する機関、農水省や東京都となっております。続きまして③ですが大島町と類似した農作物生産を行っている地域、こちらの候補先として花卉類で熊本県や茨城県、八丈町・三宅村、内容はブバルディア・トルコギキョウ、千両、キキョウラン・ルスカス・レザーファンです。大島町でやっている物の視察をしてはどうかと思います③を提案しました。④新たな担い手創出に向けた検討視察ですが、大島町の農業者の平均年齢が70歳を超えていまして、担い手創出への対応が求められていることから、様々な方法で就農へ結び付けている先進地を視察することで大島町の農業施策になることを目的としています。視察先候補は長野県を予定しております。日程ですが12月の定例会の翌日を予定しています。①から④の中で皆さんに1つずつ手をあげていただいて、そこから更に決まったものについては金額ですか行程などを次回までに事務局で組んでいきますので多数決をとっていきたいと思います。今回から推進委員さんも参加できますので手をあげていただいて決めたいと思います。一回休憩で。

土屋議長 ありがとうございます。それではここで休憩をとり、検討をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開します。大島町農業委員会自主研修について今年度の自主研修をやるかやらないかの確認賛否をとります。自主研修に賛成の方は挙手をお願いします。

(～全員 挙手～)

賛成なので、自主研修はやるということでもいいですね。資料に書いていないとこで行きたいところがありましたら言ってください。

小坂委員 行きたいところや見たい物があったら言って探してもらえばいいんだよ。

土屋議長 どうですか。推進委員の方は今回初めてですけど。

篠原推進委員 ちょっと、じゃあ。

土屋議長 篠原推進委員。

篠原推進委員 ①の農業女子プロジェクトは女性の農業人口の促進といえますか増やすということに繋がってきますよね。

事務局(藤井) それが1番の目的です。

篠原推進委員 今現在の女性の労働人口は大体の概算は何人位いらっしゃるかデータはありますか。

事務局(藤井) 島内ですか、一応でているんですけど今すぐには分かりません。数字は分かります、後で。

篠原推進委員 それ相当に数が少ないという現状ではある訳ですね。それに対して具体的な補助的なプロジェクトというような意味付けがあると思うんですけど、むしろそういう方たちに対して、例えばアンケートとか何か意見を吸い上げるとか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。



- 事務局(藤井) まずはここで今回の場所を決めるので、それ以降はそういったことも考えられますけど今はまだ。
- 土屋議長 そうですね、まずは場所を決めるということに賛成なので場所ですね。場所が決まらないことには事務局もできませんので。
- 事務局(藤井) 事務局からですけど、先ほども言ったように目的だけ皆さんで仰っていただければ、その目的と先ほど小坂さんが言っていたように新品目なんかを組み合わせ、幾らでも方策はあるので目的に合わせて目的が合ったところと新品目のところが一緒のところ視察に行けるのがベストだと思うので、とりあえずもしできれば今多数決で①②③④どれかにあげてもらって、それでもあげるものがないということであれば何処がいいのか言ってもらえれば事務局として凄く助かります。以上です。
- 山本委員 いつだっけ。
- 事務局(課長) 10月です。定例会が終わってから出発です。
- 事務局(藤井) 取り敢えず多数決だけでも。
- 小坂委員 まあ、今のこの場で決めるっていうのは難しいよ。
- 土屋議長 でも、もうある程度案を決めていただかないと。どれとどれがいいかっていうのを決めて、ある程度絞っていかないと事務局でも漠然とあそこが良いとか視察が良いっていう訳にいかないから。①と③の花とか千両とか決めて関東だから①とか、そういったことを言っていただければ事務局でもこういうところがありますって次には分かると思います。
- 事務局(藤井) 次でたぶん3択くらいにして最後決めるような形なので。
- 事務局(課長) ただ、また幾つも物を言うと前回みたいに強固スケジュールになって移動ばかりだっていう不満がでてくるので、あまり欲張らずに一本に絞っていただいた方がゆっくりと身になる研修になると思うんですけど。
- 小坂委員 一昨年は静岡で南国果物を見て、その後飛行機で羽田に行って、羽田から九州まで飛んで。本当に移動が大変だった。
- 土屋議長 どうですか①にしますか③にしますか。花なのか千両なのかそういうのを見るのか、要するに農業団体の視察をするのか2つくらいに絞っていただければ。どっちがいいですか。経営状況だから①でもある程度は農家でやっているところを見てくるんですよね。まあ何を見てくるかは、そうですね。
- 事務局(藤井) そうですね、はい。
- 山下推進委員 はい。
- 土屋議長 はい、山下推進委員。
- 山下推進委員 まだ色んなことが分かってないんですけど、やっぱりこれから若い人がこういう自然の中で農業を一つの仕事として暮らしてくるという形をこれから少しずつそういう人達が増えていってほしいなって、自分もそういうところを見て来たいなというのがあって、ある程度若い人たちが作目とかは、まだまだでも私はいいなと思っていて暮らし方と農業を、上手く言えないんですけどそういうのを結び付けてやっている人達がある程度集まっているとか固まっているところの仕組みとかそういう暮らし方とかを見て来たいなという気持ちが。

- 土屋議長 それですと①ですよ。④になる。
- 山下推進委員 ④とか①になると思うんですけど。
- 土屋議長 今こういう意見がでました。他に。やっぱり意見を言ってもらわないと。
- 小坂委員 認定里親制度っていうのはどういう制度。
- 事務局(課長) 要するにここでやっている事業っていうのは担い手をどンドン育てて成功しているっていう自信を持っているところなので、実際に行ってどういう形でスタートして今実際に農業を始めているかっていう、そういうのを視察に行くっていうのが④です。それを持ち帰って来て、例えば今やっている支援事業みたいなのがありますよね。それとは別に里親っていうのは言葉のとおり農家につき込んで一緒に居候して一緒に農業をやっていくっていう制度だと思うんですよ、書いてあるとおり。ですから例えば小坂さん宅に20代の男の子が住み込んで一緒に寝起きをして農業をやっていく。たぶんそういう制度だと思います。それには県で生活費の一部を補助してとか、良く分からないですけど恐らくそういった形で何らかの支援をやっているとは思うんですけど。
- 小坂委員 良いんじゃないですか、若い人が言うなら。
- 篠原推進委員 はい。
- 土屋議長 はい、篠原推進委員。
- 篠原推進委員 私はどちらかというと①をお薦めしたいんですけど、これはやはり今何と言っても一番元気なのは女性だけに色んな方針に関して、ご意見を色んな立場で発言しているのを得ている非常に多い。そういうタイプの女性が増えてきましたので、やはり農業に対しても当然自らうってでる女性が多分でてきているんじゃないかと思います。それで先ほどそういう農業をやりたいって人の人数とかを聞いたんですけど、前向きにある程度の条件を提示して、例えば農業するにあたっての。それで女性の方に諮っていただく、例えばそれぞれの農家の女性の方が自ら中心に立ってやれる可能性が非常に高いですね、こういう制度ができますと。ですからこれから長期に亘って大事なことで、我々70の年代になっている人間がこの先どのように継続して良いか分かりません。継続という意味合いを考えてもやはり女性が元気になってくるのが大事なことだと思います。しいて農業の経営が結びついてくるっていうのは非常に大事なことはないかと思います。
- 土屋議長 分かりました。それでは①と④ですね、今具体的に話にできたのは。④が1点と①が1点。1点ずつでいいですよ、どちらにするか来月に決めていただければと思います。
- 事務局(藤井) はい、分かりました。
- 土屋議長 良いでしょう、それで。どうですか皆さん。①女性が働く、それから④長野県の認定里親農家制度、それをやってもらって。いいですね、それで。それでは自主研修につきましては農業女子プロジェクト誘致に係る検討視察とそれから新たな担い手創出に向けた検討視察、それを1点ずつで良い方を選ぶということでよろしいですか。それでは日程第6「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(藤井) 平成29年度大島町農地賃借等要望申出書1件を説明します。申請人は、□▲-▲、○。申請地は、□▲番▲、地目は畑で、面積は▲㎡です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□を、西側へ道なりに▲mほど進み、交差点を直進し▲mほど進み右折、道なりに▲m進んだ進行方向右手に

なります。次のページをご覧くださいますと申請地の図となります。こちらは全て農振地域となっております。以上です。こちらはあくまでも賃借で誰かいないかということです。

土屋議長 誰かいましたらよろしく願いいたします。

事務局(藤井) 事務局から2点続けて説明させていただきます。前回の定例会で依頼のありました九州北部大雨災害の義援金募集についてですが、あの後、農業会議に確認したところ農業会議さんでは実施していないということでした。代わりに大島町で広報の8月号に掲載されていたんですけど、福祉けんこう課で8月31日まで義援金の募集をしているということでしたので、本日農業委員さんと推進委員さん、推進委員さんは自分でやっていただいても勿論結構ですが、1人▲円ずつ預けていただければ明日にでも福祉けんこう課に農業委員会として義援金の手続きをしますので、本日の委員会が終わった後、私に▲円お渡しいただければと思います。事務局からは以上となります。

土屋議長 よろしく願いいたします。その他に何かありますか。特にないようですので、これを持ちまして第5回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員